

第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1. 建築物の高さの最高限度

(1) 基本的な考え方

現在、本市においては都市計画法、風致地区条例などにより、一部の地域においては高さ規制が行われていますが、ほとんどの地域では高さの基準が設けられていません。また、近年、高山地域を中心に高層建築物が建設され、住環境の保護や都市景観のあり方など高さに関する議論がおきることがあります。このため、市内の建物の状況及び本計画における景観特性や景観形成の目標を考慮し、市内における建築物の高さの基準を定めます。

(2) 指定区域

市内全域を対象とし、現在の建築物の高さの状況や眺望景観の保全のため、下記のとおり区域を分類し基準を設定します。

- 1) 高山地域
- 2) 奥飛騨温泉郷地域
- 3) 支所地域（奥飛騨温泉郷地域を除く）

(3) 区域ごとにおける具体的な高さの最高限度の基準

1) 高山地域

眺望景観の保全のため、下記の区域についてはそれぞれの基準のとおりとします。

区 域 名	高さの最高限度
城下町景観重点区域	13m
商業地域かつ防火地域	16m
風致地区景観重点区域	8mまたは10m（風致地区内の区分による）
中心商業景観重点区域	22m
陣屋周辺区域	13mまたは19m
高山駅周辺地区	31m
里山景観重点区域	10m
その他	22m

※その他法令等により別途規定されている場合は、それぞれの基準とします。

参考：眺望景観の検討～中橋から陣屋への眺望～

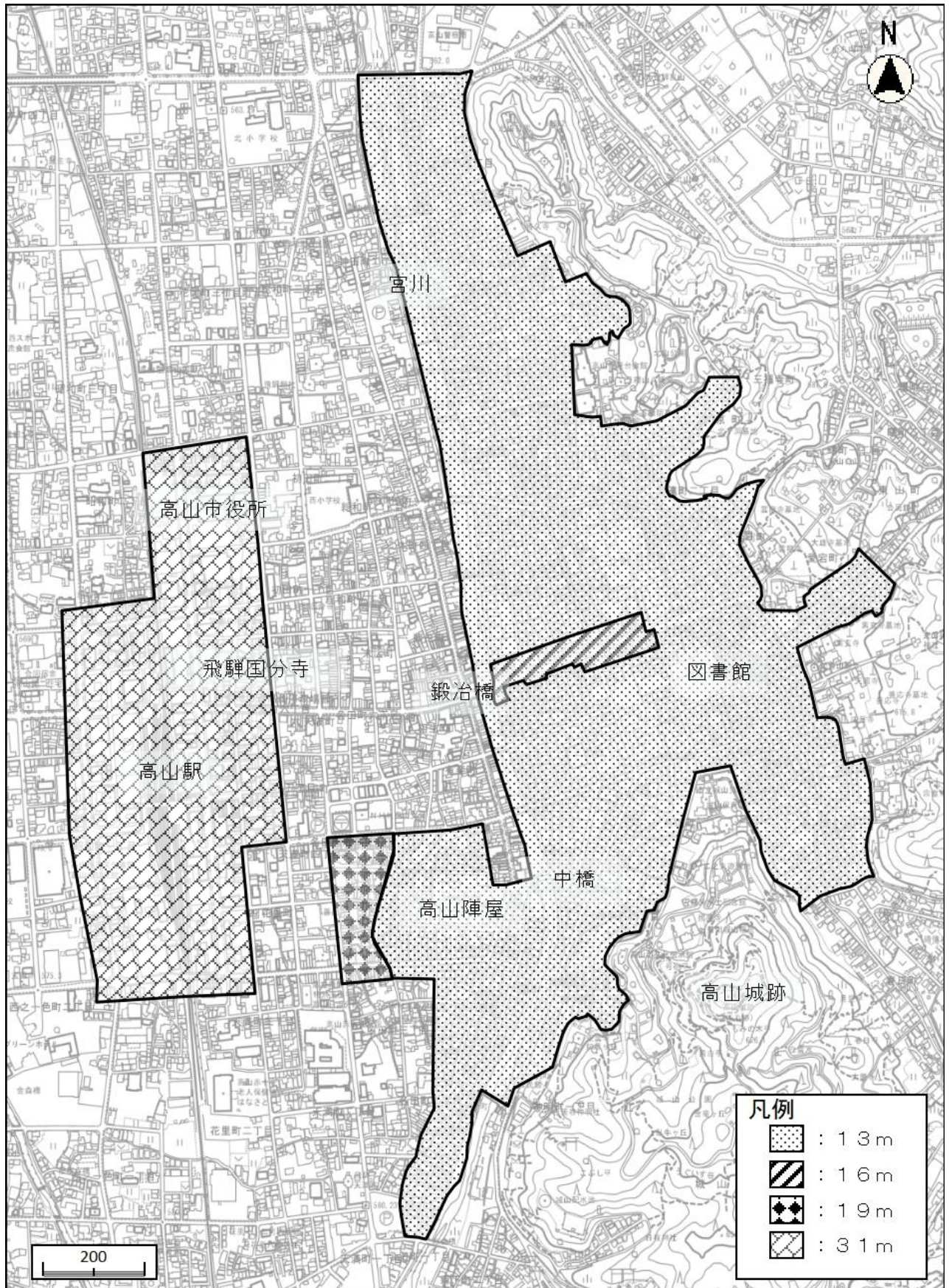


現在の陣屋



陣屋の背景が乱れた場合






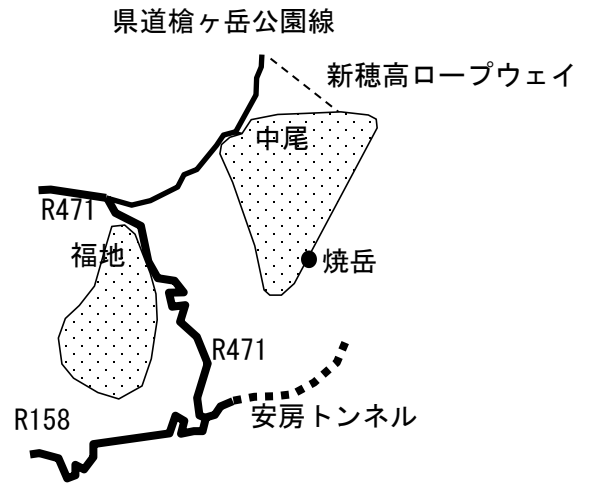
2) 奥飛騨温泉郷地域

下記の区域については下記基準のとおりとします。

区 域 名	高さの最高限度
奥飛騨温泉郷景観重点区域	1 6 m
その他の奥飛騨温泉郷区域	2 2 m

※その他法令等により別途規定されている場合は、それぞれの基準とします。

 : 奥飛騨温泉郷景観重点区域



3) 支所地域（奥飛騨温泉郷地域を除く）

良好な自然景観や農山村景観の保全のため、高さの最高限度の基準を1 6 mとします。

※その他法令等により別途規定されている場合は、それぞれの基準とします。

(4) 基準の特例

- ・市民生活に不可欠な公共性の高い施設（小・中・義務教育学校や病院など）において、市長がやむを得ないと認める場合は、各種審議会の意見を聴いた上で特例が適用できることとします。
- ・住環境の保全や良好な景観形成づくりに配慮されていると市長が認める場合は、各種審議会の意見を聴き基準を緩和することができることとします。
- ・本計画施行時に既に本計画の高さを超えている（施工中を含む。）建築物の建て替え（改築）に際して、基準に適合させることが著しく困難な場合で、かつ、改築により本計画に適合しない部分を増加させない場合はこの限りでないこととします。

2. 屋外駐車場の景観形成基準

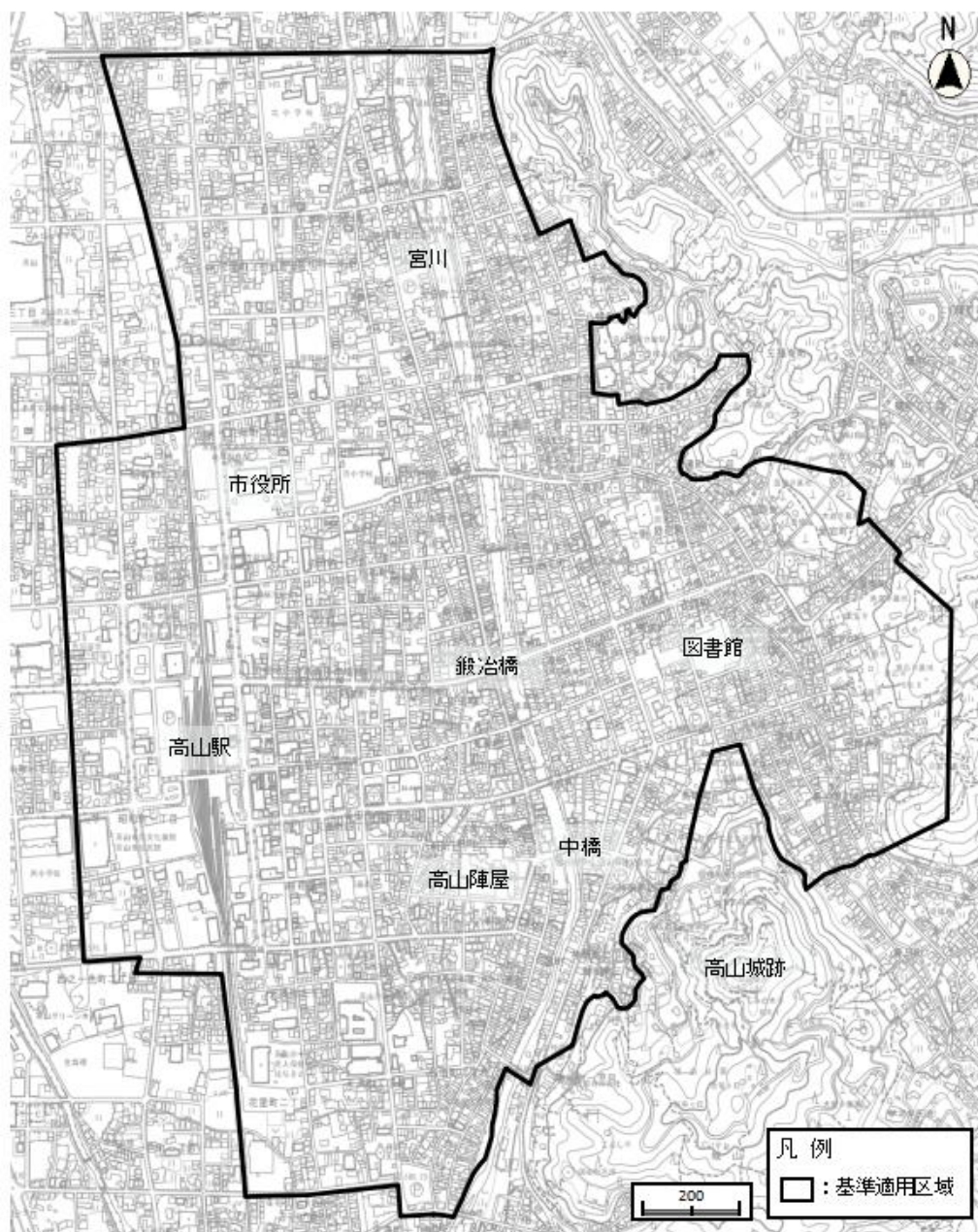
(1) 基準

中心市街地における町並みの連担性の確保を図るため、屋外に設置する駐車場の間口においては、駐車場の目隠しとなるよう板塀又は生け垣等を設置します（ただし、出入りに必要な部分及び交通安全の確保に必要な場合を除く。）。

※板塀とする場合は透かしやスリット等を設け、防犯に配慮してください。

(2) 適用区域

- 城下町景観重点区域
- 中心商業景観重点区域
- 駐車場法の規定により定められた駐車場整備地区
- 高山市市街地景観保存条例の規定により定められた市街地景観保存区域



3. 市内全域における行為の制限

対 象	基 準																											
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩とする。 ・ 壁面や屋根面等については、光線の反射を抑えるものとともに、建築物の壁面や屋根面等に設ける照明設備は、刺激的・派手な色合いのものとせず、また、広範囲に発光しないものとする（ただし、防犯や防災、安全上必要なものや法令等により決められているものを除く。）。 ・ マンセル値による基準値は、原色（次頁の定義による。以下同じ。）以外とする。ただし、原色以外であっても、高明度かつ高彩度の色を使用しない。 <p>【基準値】</p> <table border="1" data-bbox="564 692 1345 896"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R、YR、Y</td> <td>—</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>—</td> <td>8 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>【推奨値】</p> <table border="1" data-bbox="564 938 1345 1142"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5～10R</td> <td>2 以上</td> <td>8 以下</td> </tr> <tr> <td>YR</td> <td>2 以上</td> <td>8 以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2 以上</td> <td>8 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下		R、YR、Y	—	10 以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	—	8 以下	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	5～10R	2 以上	8 以下	YR	2 以上	8 以下	Y	2 以上	8 以下
	色相	明度	彩度																									
無彩色 (N)	2 以上 9 以下																											
R、YR、Y	—	10 以下																										
GY、G、BG、B、PB、P、RP	—	8 以下																										
色相	明度	彩度																										
無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																										
5～10R	2 以上	8 以下																										
YR	2 以上	8 以下																										
Y	2 以上	8 以下																										
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和したものとする。 ・ 夜間景観については、周辺の景観に配慮するものとする。 																											
工 作 物	<ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩とする。 																											
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和したものとする。 																											
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 壁面広告及び屋上広告の地色には原則として原色を使用せず、原色以外であっても、高明度かつ高彩度の色の使用を避けるよう配慮する。 ・ コーポレートカラー等で壁面広告及び屋上広告の地色にやむなく原色を使用する場合、原色の合計面積（地色の外郭線で算出）は、見付方向から見た建築物の外郭線内を1平面とみなしたものの面積の10分の1以内とする（城下町景観重点区域及び中心商業景観重点区域においては、地色への原色の使用を認めない。）。 																											
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市美観または自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないものとする。 ・ 電光掲示板を使用する場合は、表示面の面積を1面1㎡以内とする。ただし、交通案内板等、公共的な目的のものはこの限りでない。 ・ 過度に明るい照明は使用しない。 																											
開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の保護、表土の保全を図る。 ・ 開発区域内の外周地等に植栽を図る。 																											

- 「原色」の定義を次のとおりとします。
 - ・マンセル値の色相が、R、YR、Yの場合、彩度10を超える色
 - ・マンセル値の色相が、GY、G、BG、B、PB、P、RPの場合、彩度8を超える色
- マンセル値で規定されている建築物の色彩の基準値については、外壁の基調となる色彩について適用するものとし、アクセント色や素材本来の色を活かしたものについては対象外とします。
- 屋外広告物についてはこの計画に定めるもののほか、屋外広告物条例の規定によるものとします。
- 電光掲示板とは、LEDや液晶、電球などを用いて文字や画像、動画等を表示し、商品や店舗の情報を発信するための掲示板をいいます。
- 夜間景観の向上を図るための基準を次のとおりとします。
 - ・建物や町並みを活かした照明の配置とします。
 - ・建物の壁面や屋根面等からの間接的な光線の明るさを抑えることとします。
 - ・刺激的または派手な色合いの照明とせず、広範囲に発光しないものとします。

4. 重点的に景観形成を図る区域における行為の制限

(1) 自然景観

1) 奥飛騨温泉郷景観重点区域

対 象		基 準
建築物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として10分の2以上10分の5以内の勾配屋根とし、軒の出があるものとする。 ・壁面は、大規模な平滑面が生じないように、陰影等の処理をする。 ・周囲と比較して大規模な場合は、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減する。 ・河川及び道路に面する壁面等は、デザイン等に配慮する。 ・屋上施設は外部から見えにくいよう工夫する。 ・非常階段、配管・配線・ダクト類等付帯設備や、付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないものとし、建築物本体との調和を図る。 ・地域の優れた景観を特徴づける素材を活用する。 ・屋外照明は、周辺と調和するものとする。 ・室外機等の建築設備は、格子で囲うなど目立たないものとする。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の高さの最高限度を16mとする。
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として道路から後退し、道路側に空き地及び緑地帯を確保する。 ・原則として隣接の敷地境界から離し、ゆとりある空間を確保する。 ・地形の高低差を活かした配置とする。 ・稜線や斜面上部へ配置しない。 ・敷地内の良好な樹木や河川、水辺を活かせる配置とする。
工作物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁は材料、壁面処理の工夫、前面の緑化により周辺との調和を図る。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の高さの最高限度を16mとする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として駐車場、自転車置場等は、道路等から直接見えにくいように周辺を緑化する。
屋外広告物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地色は茶色系統、文字は無彩色系統とする。 ・原則として反射光及び原色を使用しない。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・退色、剥離等の生じにくいものとする。 ・原則として木製とする。 ・外部照明は、動点点滅を伴わないものとし、過度な発光や刺激的・派手な色合いのものを避け、周囲の景観と調和するものとする。
	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・総合案内板は1面10㎡以内とする。 ・誘導広告は縦0.1m、横0.6m（国県道分岐点においては縦0.15m、横1.0m）以内とする。 ・地区のシンボルマーク名称等を記入した表示板は1面0.5㎡以内とする。 ・入口広告は1面1.5㎡以内とする。 ・自家広告物は1事業所等につき合計5.0㎡以内とする。
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・総合案内板は、駐車場、バス停留所、その他市が認めた位置とする。 ・誘導広告は主要道路からの分岐点等に限り設置する。 ・入口広告は施設の存在を明らかにする必要がある場合に限り、公道に面した位置に設置する。

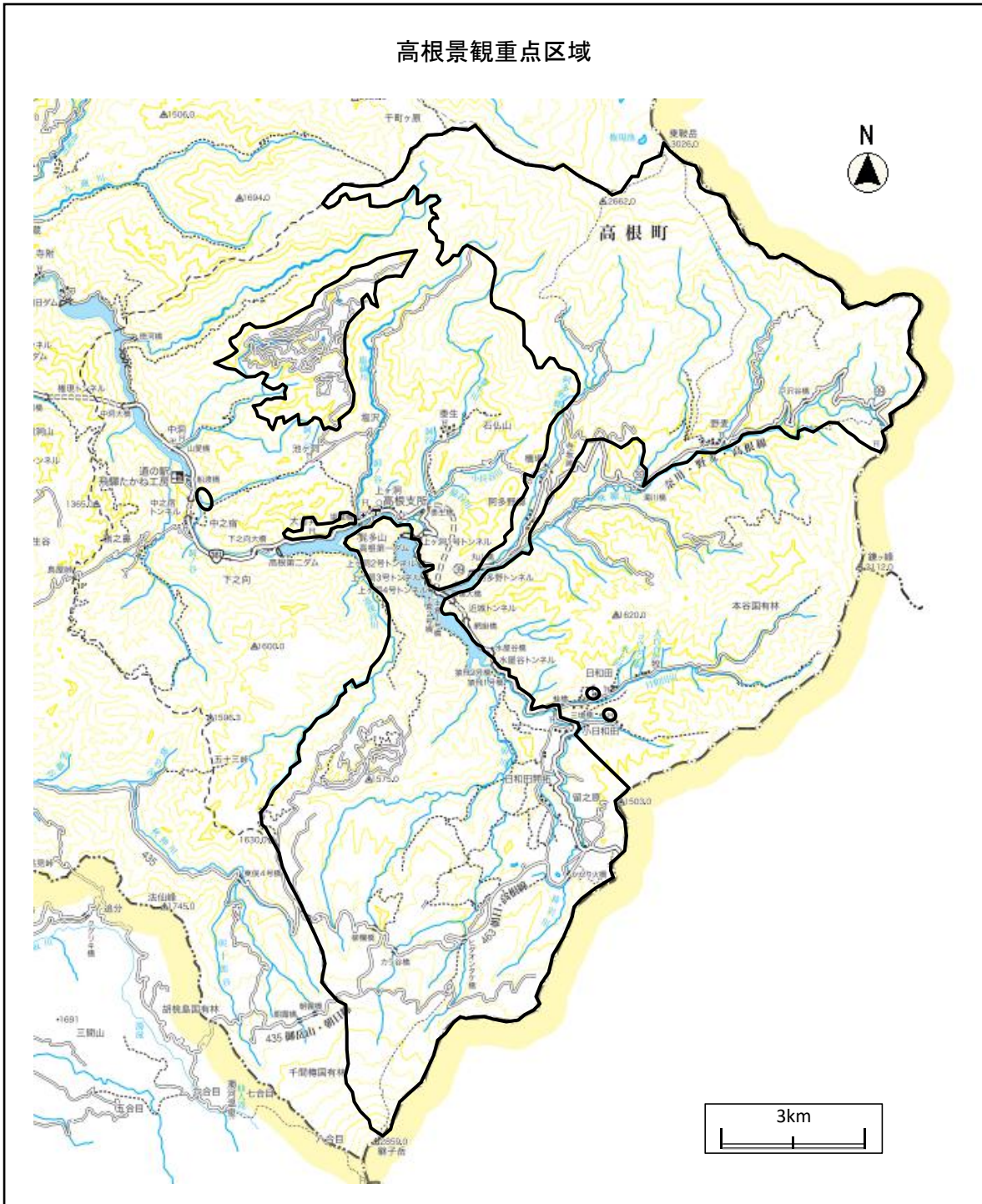
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 誘導広告は地上からの上端の高さは2.5m（国県道分岐点においては、2.8m）以下とする。 入口広告は地上からの上端の高さは2.5m以下とする。 自家広告物は独立して設置する場合は地上からの上端の高さは2.5m以下とし、建築物等に付帯する場合は当該建築物等の高さ以下とする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 電柱広告は、掲示、掲出しない。 誘導広告は、1施設につき3箇所以内とする。 自家広告物は、表示内容（施設の名称、種類、商標、地名）それぞれについて1方向につき1個以内とする。 自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出しない。 原則として誘導広告は集合看板とする。 誘導広告は営業内容、商品広告等を表示しない。 入口広告は、屋号、施設の種類、地名以外表示しない。 自家広告物は所在地、名称商標営業内容等に限り表示する。 原則としてのぼり旗広告等は掲示、掲出しない。
開発事業	開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 原則として大規模な法面、擁壁を生ぜず、緩やかな勾配とする。 原則として敷地内の良好な樹木や河川、水辺の保全を図る。 植生を図る場合の樹種は、周辺の樹林と調和するものとする。 原則として景観が損われる箇所での伐採をしない。
	土砂砂利の採取排出	<ul style="list-style-type: none"> 採取後、植生復元による早期緑化を図る。
	水面の埋立及び干拓	<ul style="list-style-type: none"> 自然植生と調和した植生の復元を図る。 周辺樹木の生育に支障を及ぼさないようにする。
その他	屋外における物品の集積及び貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> 物品の積み上げ高さを低くし、威圧感を与えないものとする。 道路等から見えにくいよう遮へいする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 原則として敷地境界には樹木等を活用する。



2) 高根景観重点区域

対 象		基 準
建築物	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として道路から後退し、道路側に空き地及び緑地帯を確保する。 ・原則として隣接の敷地境界から離し、ゆとりのある空間を確保する。 ・敷地内の良好な樹木や河川、水辺を活かせる配置とする。
工作物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁は材料、壁面処理の工夫、前面の緑化により周辺との調和を図る。
屋外広告物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地色は茶色系統、文字は白色系統とする。 ・原則として反射光及び原色を使用しない。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として木製とする。 ・外部照明は、動点滅を伴わないものとし、過度な発光や刺激的・派手な色合いのものを避け、周囲の景観と調和するものとする。
	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・自家広告物は1事業所等につき合計30㎡以内とする。 ・自家広告物以外は20㎡以内とし、1面10㎡以内とする。
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の目線からの眺望を阻害しない位置とする。
開発事業	開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として大規模な法面、擁壁を生ぜず、緩やかな勾配とする。 ・原則として敷地内の良好な樹木や河川、水辺の保全を図る。 ・使用する樹種は周辺の樹林と調和するものとする。 ・原則として景観が損なわれる箇所での伐採をしない。
	土砂砂利の採取排出	<ul style="list-style-type: none"> ・採取後、植生復元による早期緑化を図る。
	水面の埋立及び干拓	<ul style="list-style-type: none"> ・自然植生と調和した植生の復元を図る。 ・周辺樹木の生育に支障を及ぼさないようにする。
その他	屋外における物品の集積及び貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の積み上げ高さを低くし、威圧感を与えないものとする。 ・道路から見えにくいよう遮へいする。

高根景観重点区域



(2) 市街地・歴史的景観

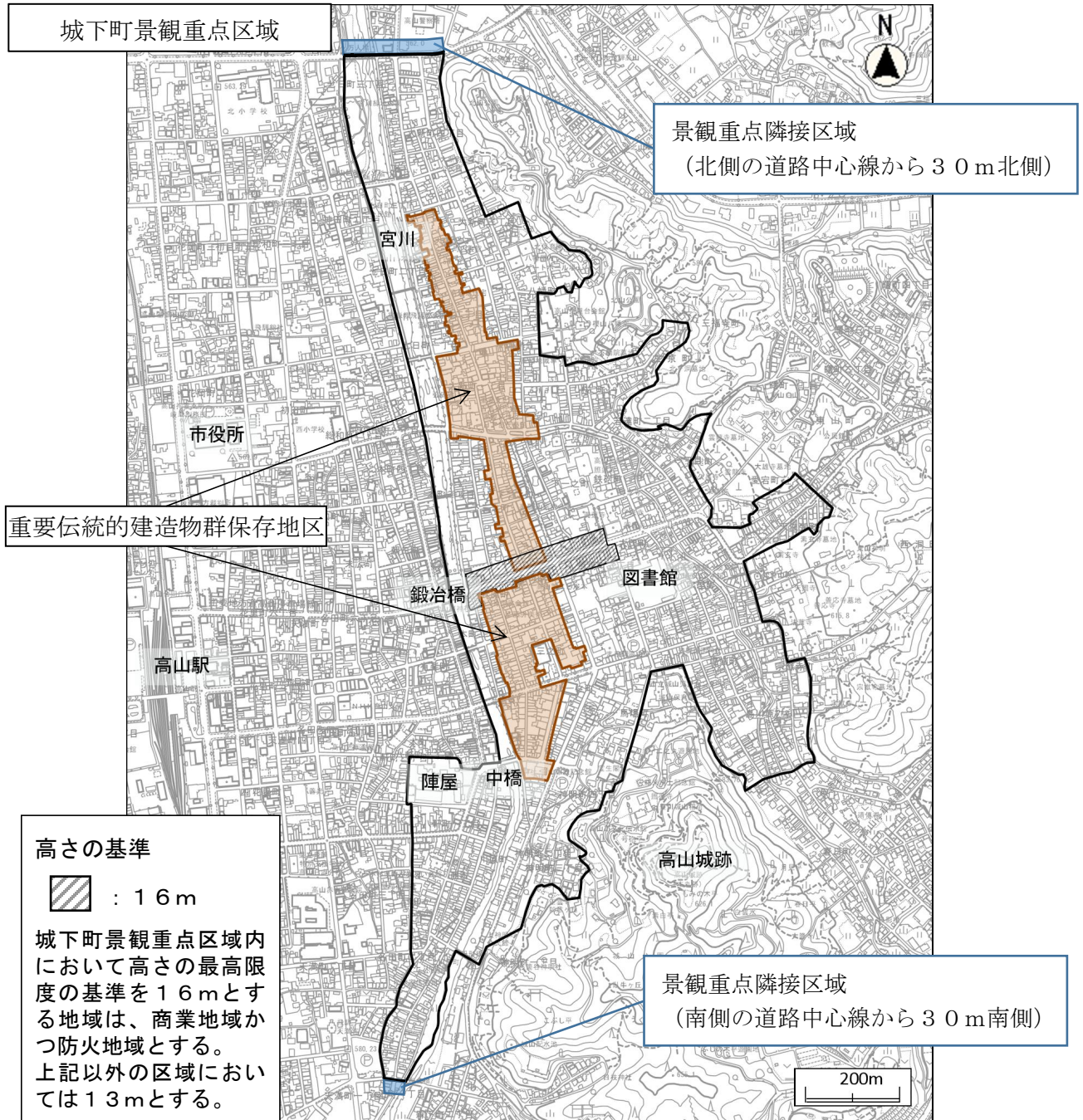
1) ①城下町景観重点区域（重要伝統的建造物群保存地区を除く）

対 象		基 準																											
建築物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。 ・ マンセル値における基準値及び推奨値は下記の表のとおりとする。 <p>【基準値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2以上9以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5～10R</td> <td>2以上8以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>YR</td> <td>2以上8以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2以上8以下</td> <td>6以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>【推奨値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2以上9以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>10R</td> <td>2以上3以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>5～10YR</td> <td>2以上6以下</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2以上9以下	—	5～10R	2以上8以下	3以下	YR	2以上8以下	4以下	Y	2以上8以下	6以下	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2以上9以下	—	10R	2以上3以下	3以下	5～10YR	2以上6以下	4以下
	色相	明度	彩度																										
	無彩色 (N)	2以上9以下	—																										
	5～10R	2以上8以下	3以下																										
YR	2以上8以下	4以下																											
Y	2以上8以下	6以下																											
色相	明度	彩度																											
無彩色 (N)	2以上9以下	—																											
10R	2以上3以下	3以下																											
5～10YR	2以上6以下	4以下																											
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根の色彩は、原則として灰色または黒色系統とする。 ・ 屋根の色彩のマンセル値における基準値は下記の表のとおりとする。ただし、いぶし瓦についてはこの限りでない。 <p>【屋根の基準値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">R/YR/Y</td> <td>4以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>3以下</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>2以下</td> <td>3以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	4以下	—	R/YR/Y	4以下	1以下	3以下	2以下	2以下	3以下															
色相	明度	彩度																											
無彩色 (N)	4以下	—																											
R/YR/Y	4以下	1以下																											
	3以下	2以下																											
	2以下	3以下																											
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和風調とし、コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。 ・ 勾配屋根とし、軒の出、庇等があるものとする。 ・ 室外機等の建築設備は、格子で囲うなど目立たないものとする。 ・ 原則として塀、門、垣等の仕上げは自然素材とし、周辺景観との調和がとれたものとする。 																												
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の高さの最高限度を13mとする。 ・ 商業地域かつ防火地域においては高さの最高限度を16mとする。 																												
工作物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 色彩は原色を用いず、茶系統の落ち着いた色彩で塗装されたものとし、派手な装飾等をしない。 																											
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の高さの最高限度を13mとする。 ・ 商業地域かつ防火地域においては工作物の高さの最高限度を16mとする。 																											
屋外広告物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地色には原色を使用しない。 ・ 文字色は2色以内とする。 ・ イラストや写真の使用を避ける。 ・ 全体として多色利用を避ける。 																											
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として木製とする。 ・ 電光掲示板は設置しない。 ・ 大き過ぎる文字や装飾的な字体の使用を避け、建物や町並みとの調和を図る。 ・ のぼり旗を設置するときは必要最低限の本数とし、営業時間外は掲示しない。 																											

屋外 広告物		<ul style="list-style-type: none"> 電飾等が点滅、可動する広告物を設置しない。 (防犯、緊急、非常などを表示する回転灯や駐車場出口の回転灯を除く。) 過度に明るい照明は使用しない。
	大きさ・個数	<ul style="list-style-type: none"> 別表に掲げるとおりとする。
	位置	<ul style="list-style-type: none"> 屋上には設置しない。 枅形橋から弥生橋までの区間は、川沿いの東側及び西側には設置しない。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出しない。

○高山市市街地景観保存条例に規定する市街地景観保存区域においては、ここに定めるもののほか、高山市市街地景観保存計画の規定によるものとします。

○北側及び南側の境界（道路中心）から30メートルの区域を景観重点隣接区域とし、城下町景観重点区域の基準を適用するよう努めるものとします。



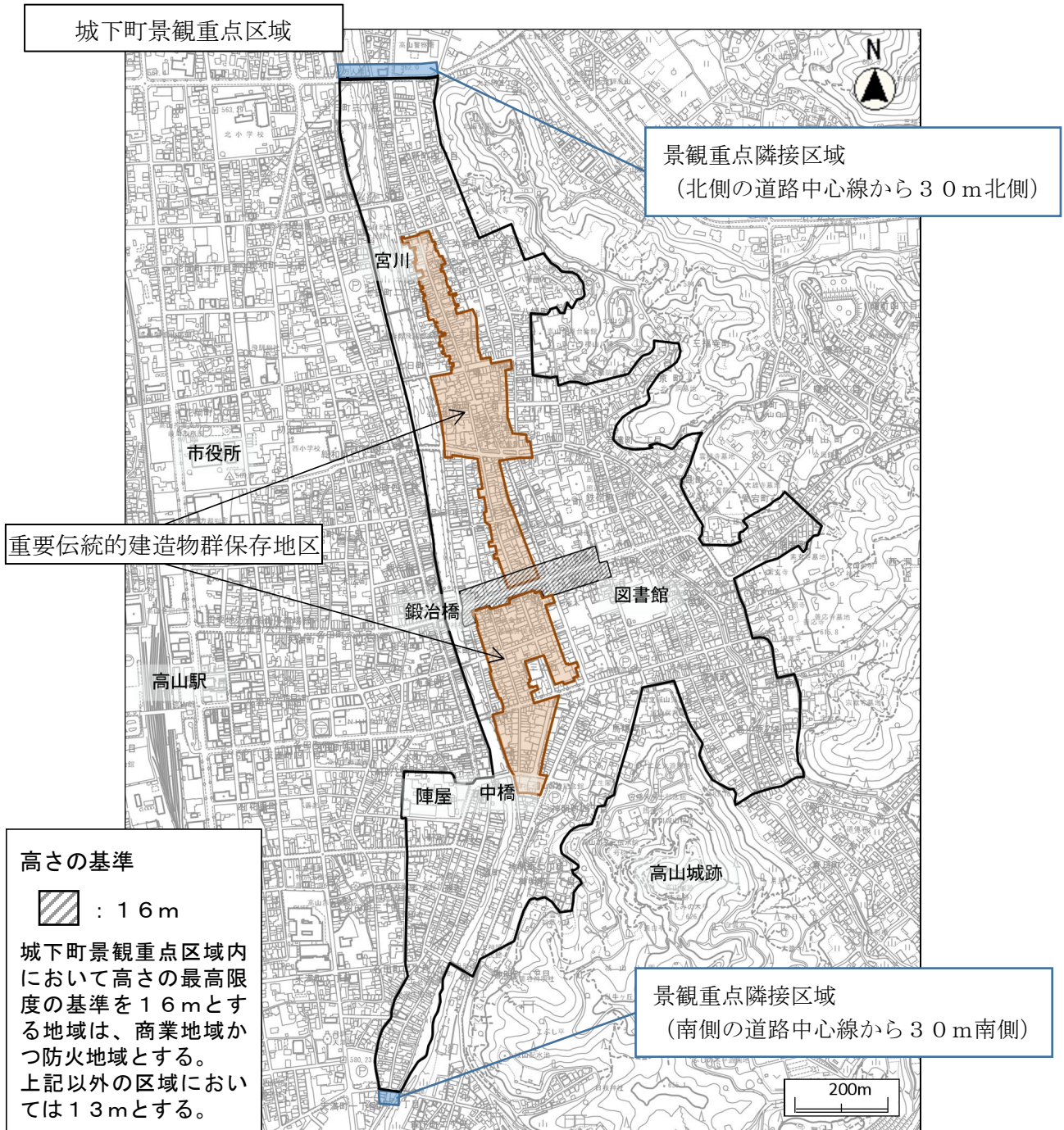
1) ②城下町景観重点区域（重要伝統的建造物群保存地区）

対 象		基 準																											
建 築 物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。 ・ マンセル値における基準値及び推奨値は下記の表のとおりとする。 <p>【基準値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>【推奨値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>10 R</td> <td>2 以上 3 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 Y R</td> <td>2 以上 6 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下	Y R	2 以上 8 以下	4 以下	Y	2 以上 8 以下	6 以下	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	10 R	2 以上 3 以下	3 以下	5 ~ 10 Y R	2 以上 6 以下	4 以下
	色相	明度	彩度																										
	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																										
	5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下																										
Y R	2 以上 8 以下	4 以下																											
Y	2 以上 8 以下	6 以下																											
色相	明度	彩度																											
無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																											
10 R	2 以上 3 以下	3 以下																											
5 ~ 10 Y R	2 以上 6 以下	4 以下																											
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として屋根の色彩は灰色または黒色系統とする。 ・ 屋根の色彩のマンセル値における基準値は下記の表のとおりとする。 <p>ただし、いぶし瓦についてはこの限りでない。</p> <p>【屋根の基準値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>4 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">R / Y R / Y</td> <td>4 以下</td> <td>1 以下</td> </tr> <tr> <td>3 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>2 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	4 以下	—	R / Y R / Y	4 以下	1 以下	3 以下	2 以下	2 以下	3 以下															
色相	明度	彩度																											
無彩色 (N)	4 以下	—																											
R / Y R / Y	4 以下	1 以下																											
	3 以下	2 以下																											
	2 以下	3 以下																											
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和風調とし、コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。 ・ 勾配屋根とし、軒の出、庇等があるものとする。 ・ 室外機等の建築設備は、格子で囲うなど目立たないものとする。 ・ 塀、門、垣等の仕上げは自然素材とし、周辺景観との調和がとれたものとする。 																												
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の高さの最高限度を 13 m とする。 ・ 商業地域かつ防火地域においては高さの最高限度を 16 m とする。 																												
工 作 物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 色彩は原色を用いず、茶系統の落ち着いた色彩で塗装されたものとし、派手な装飾等をしない。 																											
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の高さの最高限度を 13 m とする。 ・ 商業地域かつ防火地域においては工作物の高さの最高限度を 16 m とする。 																											
屋 外 広 告 物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地色には原色を使用しない。 ・ 文字色は 2 色以内とする。 ・ イラストや写真の使用を避ける。 ・ 全体として多色利用を避ける。 																											
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として木製とし、背景となる建築物や町並みと調和したデザインとする。 ・ 電光掲示板は設置しない。 ・ のぼり旗は設置しない（町並みと調和したデザインで小型のものはこの限りでない。）。 ・ 高さ 0.5 m を超える商品モニュメントは設置しない。 ・ 電飾等が点滅、可動する広告物を設置しない。 																											

屋外 広告物		(防犯、緊急、非常などを表示する回転灯や駐車場出口の回転灯を除く。) ・過度に明るい照明は使用しない。
	大きさ・個数	・別表に掲げるとおりとする。
	位置	・屋上には設置しない。 ・建物の出入口や窓などの開口部を大きくふさぐ位置に掲出しない。
	その他	・自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出しない。

○ここに定めるもののほか、高山市伝統的建造物群保存地区保存条例に定める保存計画の規定によるものとします。

○陣屋周辺（高山祭のからくり奉納の背景となるエリア）においても、上記基準を適用します。



2) 風致地区景観重点区域

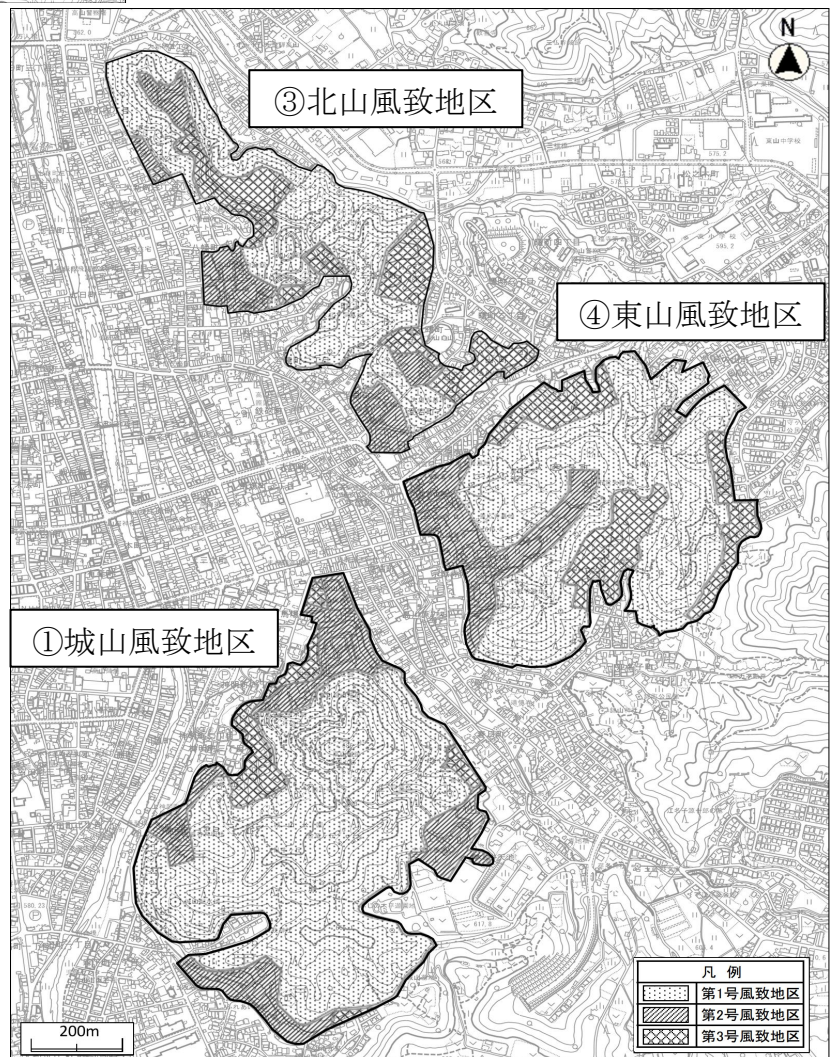
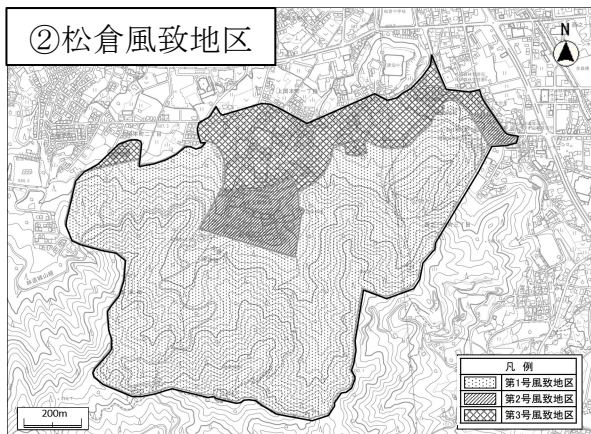
(①城山風致地区、②松倉風致地区、③北山風致地区、④東山風致地区)

対 象		基 準																											
建 築 物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。 ・マンセル値における基準値及び推奨値は下記の表のとおりとする。 <p>【基準値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2以上9以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5～10R</td> <td>2以上8以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>YR</td> <td>2以上8以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2以上8以下</td> <td>6以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>【推奨値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2以上9以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>10R</td> <td>2以上3以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>5～10YR</td> <td>2以上6以下</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2以上9以下	—	5～10R	2以上8以下	3以下	YR	2以上8以下	4以下	Y	2以上8以下	6以下	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2以上9以下	—	10R	2以上3以下	3以下	5～10YR	2以上6以下	4以下
	色相	明度	彩度																										
	無彩色 (N)	2以上9以下	—																										
	5～10R	2以上8以下	3以下																										
	YR	2以上8以下	4以下																										
Y	2以上8以下	6以下																											
色相	明度	彩度																											
無彩色 (N)	2以上9以下	—																											
10R	2以上3以下	3以下																											
5～10YR	2以上6以下	4以下																											
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として屋根の色彩は灰色または黒色系統とする。 ・屋根の色彩のマンセル値における基準値は下記の表のとおりとする。 <p>ただし、いぶし瓦についてはこの限りでない。</p> <p>【屋根の基準値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">R/YR/Y</td> <td>4以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>3以下</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>2以下</td> <td>3以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	4以下	—	R/YR/Y	4以下	1以下	3以下	2以下	2以下	3以下															
色相	明度	彩度																											
無彩色 (N)	4以下	—																											
R/YR/Y	4以下	1以下																											
	3以下	2以下																											
	2以下	3以下																											
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・和風調とし、コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。 ・勾配屋根とし、軒の出、庇等があるものとする。 ・室外機等の建築設備は格子で囲うなど目立たないものとする。 ・塀、門、垣等の仕上げは自然素材とする。 																												
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の高さの最高限度を、第1号風致地区は8m、第2号・第3号風致地区は10mとする。 ・第2号風致区域内においては、2階建以下とする。 																												
位置	<ul style="list-style-type: none"> ・市道民俗村線（西之一色町3丁目783番地先から上岡本町1丁目592番地先まで）に接する部分から3.5mの区域内については、建築物の外壁等から同市道の車道部分までの距離は4m以上とする。 																												
工 作 物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・原色を用いず、茶系統の落ち着いた色彩とし、派手な装飾等をしない。 																											
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁は自然石積み又はそれに準ずる外観を持つものとする。 																											
屋 外 広 告 物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地色には原色を使用しない。 ・文字色は2色以内とする。 																											
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として木製とする。 ・電光掲示板は設置しない。 ・電飾等が点滅、可動する広告物を設置しない。 （防犯、緊急、非常などを表示する回転灯や駐車場出口の回転灯を除く） ・過度に明るい照明は使用しない。 																											
	大きさ・個数	<ul style="list-style-type: none"> ・別表に掲げるとおりとする。 																											
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上には設置しない。 																											
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出ししない。 																											

開発事業	開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する樹種は、周辺の樹林と調和するものとする。 ・第1号風致区域内においては10㎡以上の造成を抑制する。 ・第2号風致区域内においては200㎡以上の造成を抑制する。 ・第2号風致区域内においては高さ5m以上の法を生ずる切土又は盛土を抑制する。 ・第1号風致区域内においては、木竹の伐採を行わない。 ・第2号風致区域内においては、良好な景観を形成している木竹の伐採を行わない。
------	------	--

○その他、高山市風致地区条例の規定によるものとします。

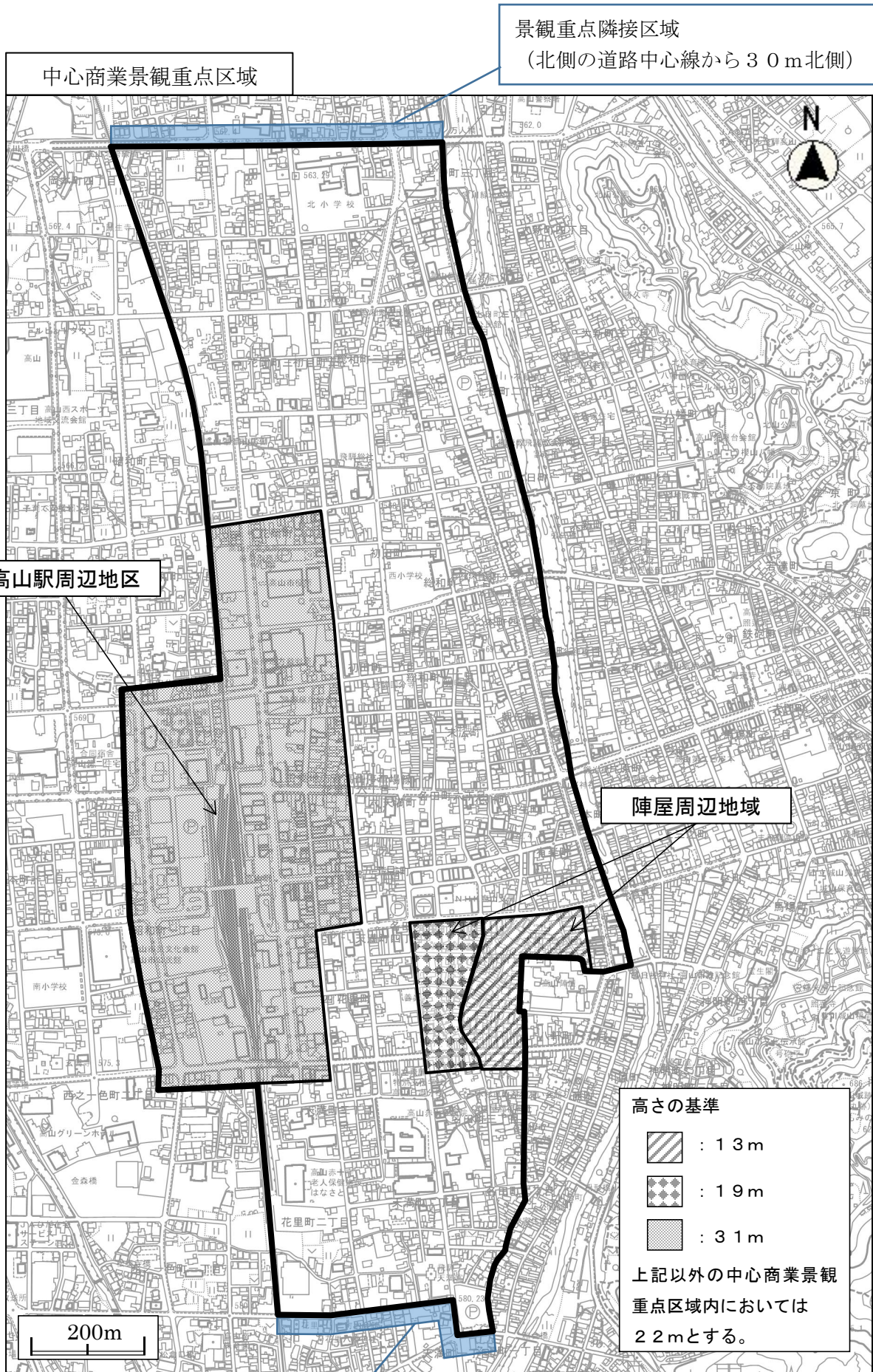
○高山市市街地景観保存条例に規定する市街地景観保存区域においては、ここに定めるもののほか、高山市市街地景観保存計画の規定によるものとします。



3) ①中心商業景観重点区域（高山駅周辺地区を除く）

対 象		基 準																														
建 築 物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。 ・マンセル値における基準値及び推奨値は下記の表のとおりとする。 <p>※次の建築物については、推奨値を基準値として適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ13mを超える建築物 ・中橋から万人橋までの区間において、河川区域の境界から10mの範囲内に立地する建築物（対岸から望見できない建築物の部分は適用外） <p>【基準値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色（N）</td> <td>2以上9以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5～10R</td> <td>2以上</td> <td>8以下</td> </tr> <tr> <td>YR</td> <td>2以上</td> <td>8以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2以上</td> <td>8以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>【推奨値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色（N）</td> <td>2以上9以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5～10R</td> <td>2以上8以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>YR</td> <td>2以上8以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2以上8以下</td> <td>6以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	無彩色（N）	2以上9以下	—	5～10R	2以上	8以下	YR	2以上	8以下	Y	2以上	8以下	色相	明度	彩度	無彩色（N）	2以上9以下	—	5～10R	2以上8以下	3以下	YR	2以上8以下	4以下	Y	2以上8以下	6以下
	色相	明度	彩度																													
無彩色（N）	2以上9以下	—																														
5～10R	2以上	8以下																														
YR	2以上	8以下																														
Y	2以上	8以下																														
色相	明度	彩度																														
無彩色（N）	2以上9以下	—																														
5～10R	2以上8以下	3以下																														
YR	2以上8以下	4以下																														
Y	2以上8以下	6以下																														
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・陣屋周辺地域においては建築物の高さの最高限度を13m（一部19m）とする。 ・その他の中心商業景観重点区域内においては建築物の高さの最高限度を22mとする。 																															
工 作 物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・原色を用いず、茶系統の落ち着いた色彩とし、派手な装飾等をしない。 																														
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・陣屋周辺地域においては工作物の高さの最高限度を13m（一部19m）とする。 																														
屋 外 広 告 物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地色には原色を使用しない。 ・文字色は3色以内とする。 																														
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・電光掲示板を使用する場合は、表示面の面積を1面1㎡以内とする。ただし、交通案内板等、公共的な目的のものはこの限りでない。 ・過度に明るい照明は使用しない。 																														
	大きさ・個数	<ul style="list-style-type: none"> ・別表に掲げるとおりとする。 																														
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・枅形橋から弥生橋までの区間は、川沿いの東側及び西側には設置しない。 ・屋上には設置しない。 																														
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出ししない。 																														

○北側及び南側の境界（道路中心）から30メートルの区域を景観重点隣接区域とし、中心商業景観重点区域の基準を適用するよう努めるものとします。



中心商業景観重点区域

景観重点隣接区域
(北側の道路中心線から30m北側)

高山駅周辺地区

陣屋周辺地域

高さの基準

	: 13m
	: 19m
	: 31m

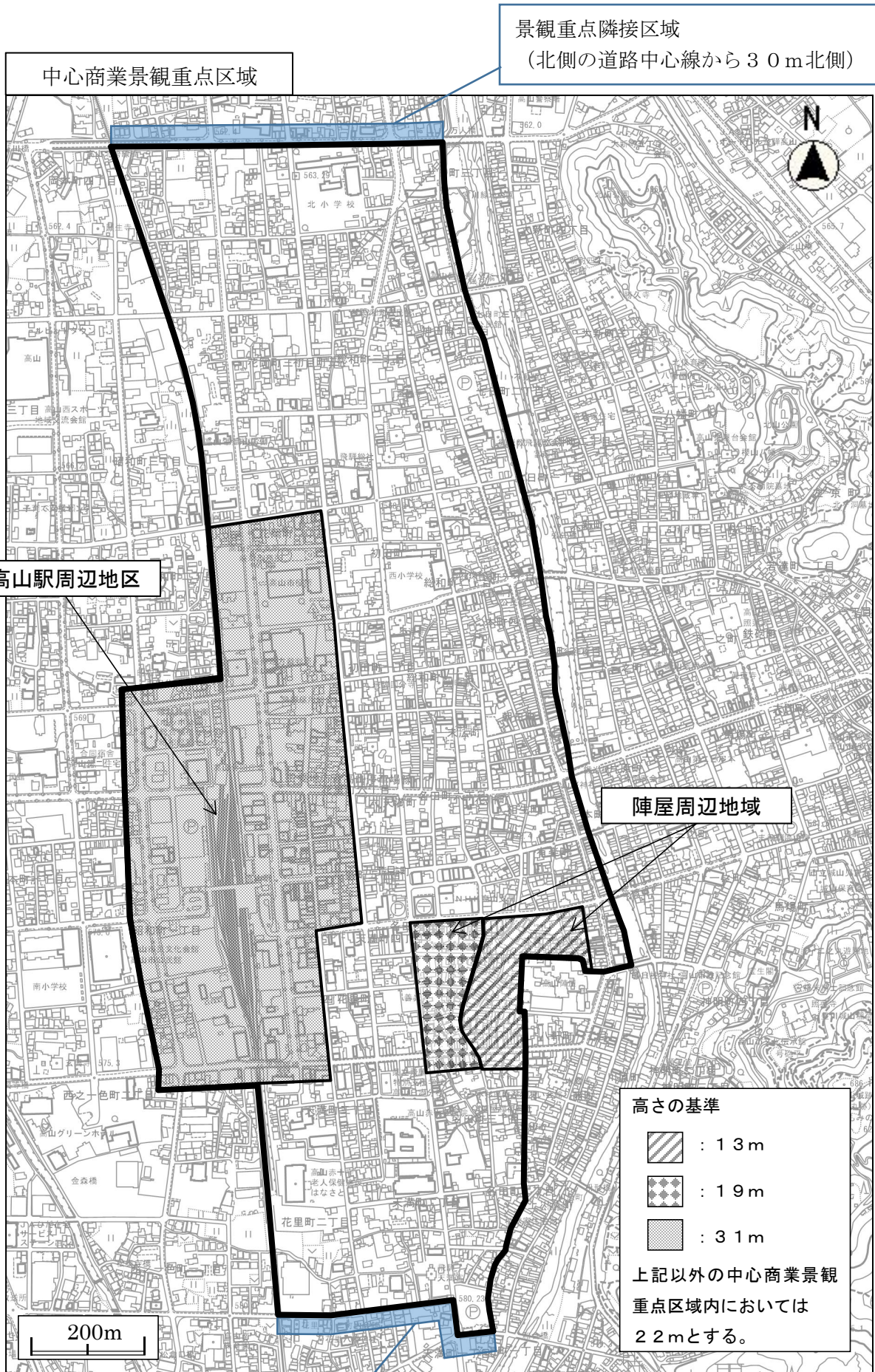
上記以外の中心商業景観重点区域内においては22mとする。

200m

景観重点隣接区域(南側の道路中心線から30m南側)

3) ②中心商業景観重点区域（高山駅周辺地区）

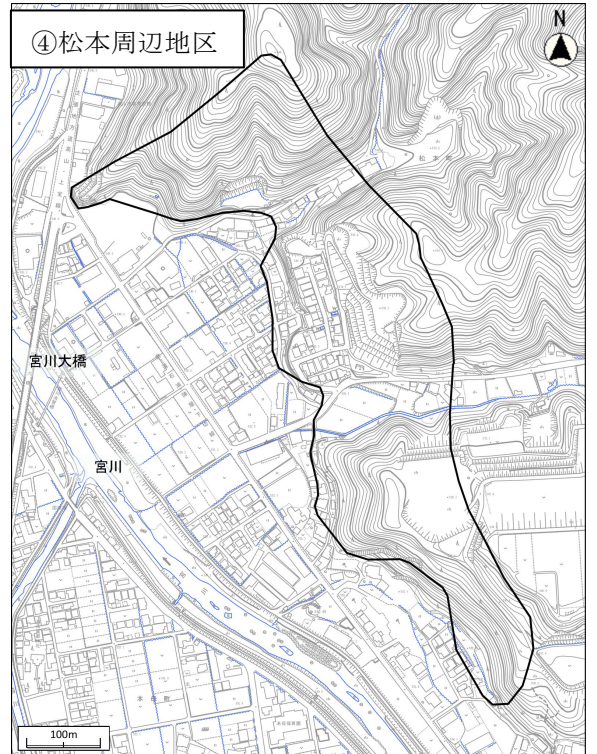
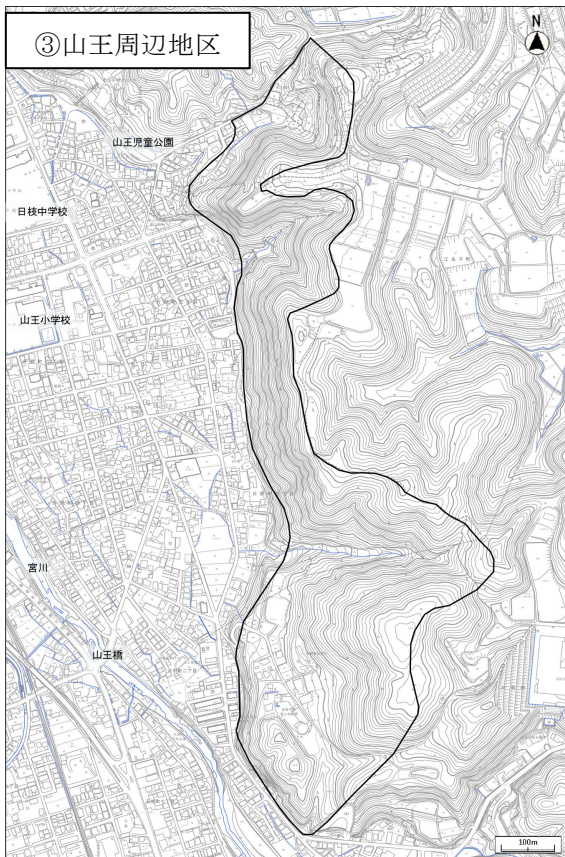
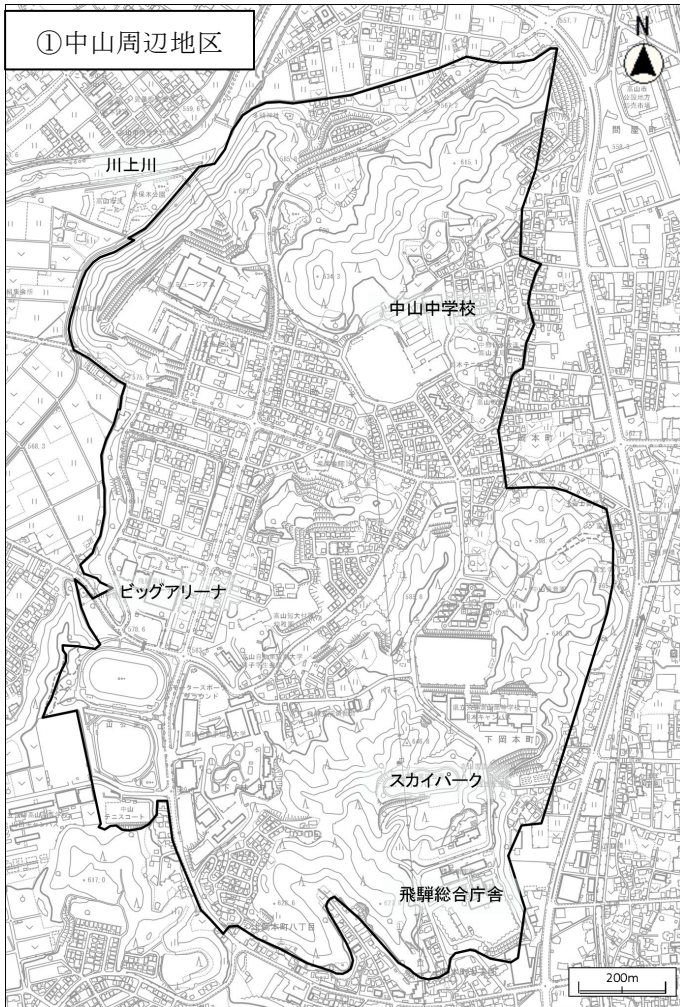
対 象		基 準																														
建築物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。 ・ マンセル値における基準値及び推奨値は下記の表のとおりとする。 <p>※高さ13mを超える建築物については、推奨値を基準値として適用する。</p> <p>【基準値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2以上9以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5～10R</td> <td>2以上</td> <td>8以下</td> </tr> <tr> <td>YR</td> <td>2以上</td> <td>8以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2以上</td> <td>8以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>【推奨値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2以上9以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5～10R</td> <td>2以上8以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>YR</td> <td>2以上8以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2以上8以下</td> <td>6以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中高層の建築物の場合は、低層部の色彩を落ち着いた色彩とし、中層部以上の色彩は淡い色彩とする等、色彩や素材の工夫により無機質な外壁とせず、圧迫感や威圧感を軽減するとともに周辺の景観と調和させる。 	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2以上9以下	—	5～10R	2以上	8以下	YR	2以上	8以下	Y	2以上	8以下	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2以上9以下	—	5～10R	2以上8以下	3以下	YR	2以上8以下	4以下	Y	2以上8以下	6以下
	色相	明度	彩度																													
	無彩色 (N)	2以上9以下	—																													
	5～10R	2以上	8以下																													
YR	2以上	8以下																														
Y	2以上	8以下																														
色相	明度	彩度																														
無彩色 (N)	2以上9以下	—																														
5～10R	2以上8以下	3以下																														
YR	2以上8以下	4以下																														
Y	2以上8以下	6以下																														
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として室外機などの建築設備は、格子で囲うなど目立たないものとする。 ・ 伝統的な窓、格子などのデザインを積極的に取り入れる。 ・ シャッターを設置する場合はシースルー化するなど、閉店日や夜間においても賑わいのある雰囲気づくりを図る。 																															
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の高さの最高限度を31mとする。 																															
工作物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原色を用いず、茶系統の落ち着いた色彩とし、派手な装飾等をしない。 																														
屋外広告物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地色には原色を使用しない。 ・ 文字色は3色以内とする。 ・ 壁面広告とする場合、地色を壁面と同系色に、箱文字表示にするなど建築物になじませるものとする。 																														
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電光掲示板は設置しない。 ・ 電飾等が点滅、可動する広告物を設置しない。 (防犯、緊急、非常などを表示する回転灯や駐車場出口の回転灯を除く) ・ 過度に明るい照明は使用しない。 ・ 原則としてのぼり旗は設置しない。 																														
	大きさ・個数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別表に掲げるとおりとする。 																														
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上には設置しない。 ・ 突出広告においては、近隣の突出広告と設置位置や突出幅をそろえる。 ・ バリアフリーに配慮し、歩道上に通行の妨げとなる看板類は設置しない。 																														
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 突出広告、野立広告については、地上からの上端の高さは7m以下とする。 ・ 突出広告とする場合、建築物の上端を超えないものとする。 																														
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出ししない。 																															



景観重点隣接区域(南側の道路中心線から30m南側)

4) 里山景観重点区域 (①中山周辺地区、②千島周辺地区、③山王周辺地区、④松本周辺地区)

対 象		基 準
建 築 物	形態意匠	・コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。
	高さ	・建築物の高さの最高限度を10mとする。
工 作 物	高さ	・工作物の高さの最高限度を10mとする。
屋 外 広 告 物	色彩	・地色には原色を使用しない。 ・文字色は3色以内とする。
	形態意匠	・電光掲示板を使用する場合は、表示面の面積を1面1㎡以内とする。ただし、交通案内板等、公共的な目的のものはこの限りでない。 ・過度に明るい照明は使用しない。
	大きさ・個数	・別表に掲げるとおりとする。
	位置	・屋上には設置しない。
	高さ	・地上からの上端の高さは10m以下とする。
	その他	・原則として自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出しない。
開 発 事 業	開発行為	・使用する樹種は、周辺の樹林と調和するものとする。 ・原則として景観が損なわれる箇所での伐採をしない。



別表 市街地・歴史的景観における屋外広告物の大きさ及び個数の基準

城下町景観重点区域、風致地区景観重点区域

種別	項目	城下町景観重点区域	
		重要伝統的建造物群保存地区	風致地区景観重点区域
壁面広告	1壁面あたりの表示面積	合計3㎡以内	合計5㎡以内
	1壁面における表示率	10分の1以内	10分の1以内
	1壁面あたりの個数	2個まで	2個まで
突出広告	1壁面あたりの表示面積(片面)	合計1㎡以内	合計3㎡以内
	1壁面あたりの個数	2個まで	2個まで
野立広告	見付方向あたりの表示面積(片面)	合計1㎡以内	合計5㎡以内
置き看板	1個あたりの表示面積(片面)	0.5㎡以内	0.5㎡以内
	1事業所あたりの個数	2個まで	—

中心商業景観重点区域、里山景観重点区域

種別	項目	中心商業景観重点区域	
		高山駅周辺地区	里山景観重点区域
壁面広告	1壁面あたりの表示面積	合計10㎡以内	合計15㎡以内
	1壁面における表示率	10分の1以内	10分の2以内
	1壁面あたりの個数	2個まで	2個まで
突出広告	1壁面あたりの表示面積(片面)	合計3㎡以内	合計5㎡以内
	1壁面あたりの個数	2個まで	2個まで
野立広告	見付方向あたりの表示面積(片面)	合計5㎡以内	合計15㎡以内
置き看板	1個あたりの表示面積(片面)	0.5㎡以内	1㎡以内

1棟の建築物に複数のテナントが入居する場合の取り扱い

種別	項目	基準
壁面広告	1壁面あたりの表示面積	1店舗につき(上記基準×50%)を超えないこと
	1壁面における表示率	全店舗の合計面積が上記基準を超えないこと
	1壁面あたりの個数	1店舗2個まで
突出広告	1壁面あたりの個数	1店舗1個まで(原則、集合型とし1個にまとめる)
	1壁面あたりの表示面積(片面)	1店舗につき上記基準を超えないこと
野立広告	見付方向あたりの個数	集合型とし1塔にまとめる
	見付方向あたりの表示面積(片面)	1店舗につき(上記基準×50%)かつ、全店舗の合計が15㎡を超えないこと

○表示面積1㎡未満の壁面広告は、1壁面あたりの個数に含めない。ただし、1壁面あたりの表示面積には含めるとともに、必要最小限の個数とします。

○突出広告は、堅固でない建築物(木造建築物等)に設置する場合、1壁面あたりの個数は1個までとします。

○広告物として経常的に掲出される懸垂幕及び日除け幕は、壁面広告として取り扱うこととします。